

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

- 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令(厚生労働一〇)
- 〔省 令〕
- 天皇皇后両陛下は第六十回全国植樹祭に御臨場になる件(宮内庁三)
- 原戸籍が滅失した件(法務一九七)
- 除籍の一部が滅失した件(同一九八)
- 除籍が滅失した件(同一九九)
- 日本国に帰化を許可する件(同一〇〇)
- 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示(外務二七五)
- 過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約等へのアラブ首長国連邦の加入、エクアドル共和国による受諾及びチュニジア共和国の加入に関する件(同一七六)

- 生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書のマラウイ共和国及びパキスタン・イスラム共和国による批准に関する件(同一七七)
- 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約へのマラウイ共和国の加入に関する件(同一七八)
- 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約のマラウイ共和国による批准に関する件(同一七九)
- 食糧援助に関する日本国政府とガナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同一八〇)
- 野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件(農林水産六四九)
- 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第九条の農林水産大臣が定める規格及び第十一条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格を定める件の一部を改正する件(同六五〇)
- 土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(国土交通五一〇)
- 阿賀野川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件(北陸地方整備局九二)
- 住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価の業務を行う区域を変更した件(中部地方整備局五八)

- 〔国会事項〕
- 〔人事異動〕
- 内閣 内閣府 法務省 経済産業省  
福島県 栃木県 埼玉県 神奈川県  
愛知県 兵庫県 鹿児島県 千葉県
- 〔叙位・叙勲〕
- 〔褒 賞〕
- 〔皇室事項〕
- 〔官庁報告〕
- 宮庁事項
- 関東地方整備局公示(関東地方整備局)
- 国家試験
- 〔公 告〕
- 航空従事者技能証明等に関する試験の施行(国土交通省)
- 諸事項
- 裁判所  
相續、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係  
特殊法人等  
企業年金基金変更、日本郵政経済組合定款の一部変更関係  
会社その他

省 令

○厚生労働省令第百十号  
健康保険法(大正十一年法律第七十号)及び関係法律の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十一年五月八日  
厚生労働大臣 外添 要一

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令  
療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和五十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。  
附則第四條第三項中「場合」には、当該保険医療機関又は保険薬局を「もの」(前項の適用を受けず、書面による請求又は光ディスク等を用いた請求を行つていない保険医療機関又は保険薬局を除く。)に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。  
3 第一項の規定にかかわらず、同項の表の第一号及び第二号に掲げる保険医療機関又は保険薬局のうち、平成二十一年五月十日において電子情報処理組織の使用による請求を行うことができず、平成二十二年三月三十一日までの間で当該請求が行える体制の準備に必要な期間を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間は、書面による請求又は光ディスク等を用いた請求を行うことができる。  
附 則  
この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○宮内庁告示第三号  
天皇皇后両陛下は、福島県において開催される第六十回全国植樹祭に御臨場、併せて地方事情を御視察のため、六月六日から同月八日まで同県へ行幸啓になる。  
平成二十一年五月八日  
宮内庁長官 羽毛田信吾

○療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）の一部を改正する省令【新旧対照表】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （電子情報処理組織の使用による請求に係る経過措置）</p> <p>第四条 保険医療機関又は保険薬局が行う療養の給付費等の請求であつて、次の表の上欄に掲げるものは、同表の下欄に掲げる日までの間は、第一条の規定にかかわらず、書面による請求（療養の給付費等について、保険医療機関にあつては診療報酬請求書に診療報酬明細書を、保険薬局にあつては調剤報酬請求書に調剤報酬明細書を添えて、これを当該診療報酬請求書又は調剤報酬請求書の審査支払機関に提出することにより請求することをいう。以下同じ。）又は光ディスク等を用いた請求（療養の給付費等について、厚生労働大臣の定める事項を電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従つて記録した厚生労働大臣の定める規格に適合するフレキシブルディスク又は光ディスク（以下「光ディスク等」という。）を提出することにより請求することをいう。以下同じ。）を行うことができる。</p> <p>一 病床数が四百床未満の病院のうち、レセプトコンピュータ（療養の給付費等の請求を行う者の使用に係る電子計算機であつて、診療報酬請求書及び診療報酬明細書並びに調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書（以下「レセプト」という。）を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）を</p> <p>平成二十一年三月三十一日</p>	<p>附則 （電子情報処理組織の使用による請求に係る経過措置）</p> <p>第四条 保険医療機関又は保険薬局が行う療養の給付費等の請求であつて、次の表の上欄に掲げるものは、同表の下欄に掲げる日までの間は、第一条の規定にかかわらず、書面による請求（療養の給付費等について、保険医療機関にあつては診療報酬請求書に診療報酬明細書を、保険薬局にあつては調剤報酬請求書に調剤報酬明細書を添えて、これを当該診療報酬請求書又は調剤報酬請求書の審査支払機関に提出することにより請求することをいう。以下同じ。）又は光ディスク等を用いた請求（療養の給付費等について、厚生労働大臣の定める事項を電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従つて記録した厚生労働大臣の定める規格に適合するフレキシブルディスク又は光ディスク（以下「光ディスク等」という。）を提出することにより請求することをいう。以下同じ。）を行うことができる。</p> <p>一 病床数が四百床未満の病院のうち、レセプトコンピュータ（療養の給付費等の請求を行う者の使用に係る電子計算機であつて、診療報酬請求書及び診療報酬明細書並びに調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書（以下「レセプト」という。）を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）を</p> <p>平成二十一年三月三十一日</p>

<p>いう。)をもつて作成することができるものをいう。 以下同じ。)を使用しているものであつて、光ディスク等を用いた請求を行つているもの又はレセプト文字データ変換ソフト(レセプトに記載すべきこととされている情報をレセプトコンピュータから抽出して厚生労働大臣が定める方式に変換し、光ディスク等への記録を可能にするソフトウエアをいう。以下同じ。)を使用することによつて光ディスク等を用いた請求を行うことができるものが行う療養の給付費等の請求(歯科に係るものを除く。)</p>	<p>二 薬局のうち、レセプトコンピュータを使用しているものが行う療養の給付費等の請求</p>	<p>三 病院のうち、レセプトコンピュータを使用しているものであつて、光ディスク等を用いた請求を行つておらず、かつ、レセプト文字データ変換ソフトを使用することによつて光ディスク等を用いた請求を行うことができないものが行う療養の給付費等の請求(歯科に係るものを除く。)</p>	<p>四 診療所のうち、レセプトコンピュータを使用しているものが行う療養の給付費等の請求(歯科に係るものを除く。)</p>	<p>五 病院又は診療所のうち、レセプトコンピュータを使用しているものが行う療養の給付費等の請求(歯科に係るものに限る。)</p>	<p>六 病院若しくは診療所又は薬局のうち、レセプトコンピュータを使用していないものが行う療養の給付費等の請求(次号及び第八号に掲げるものを除く。)</p>	<p>七 平成二十一年四月一日に現存する病院若しくは診療所又は薬局のうち、レセプトコンピュータを使用</p>
<p>いう。)をもつて作成することができるものをいう。 以下同じ。)を使用しているものであつて、光ディスク等を用いた請求を行つているもの又はレセプト文字データ変換ソフト(レセプトに記載すべきこととされている情報をレセプトコンピュータから抽出して厚生労働大臣が定める方式に変換し、光ディスク等への記録を可能にするソフトウエアをいう。以下同じ。)を使用することによつて光ディスク等を用いた請求を行うことができるものが行う療養の給付費等の請求(歯科に係るものを除く。)</p>	<p>二 薬局のうち、レセプトコンピュータを使用しているものが行う療養の給付費等の請求</p>	<p>三 病院のうち、レセプトコンピュータを使用しているものであつて、光ディスク等を用いた請求を行つておらず、かつ、レセプト文字データ変換ソフトを使用することによつて光ディスク等を用いた請求を行うことができないものが行う療養の給付費等の請求(歯科に係るものを除く。)</p>	<p>四 診療所のうち、レセプトコンピュータを使用しているものが行う療養の給付費等の請求(歯科に係るものを除く。)</p>	<p>五 病院又は診療所のうち、レセプトコンピュータを使用しているものが行う療養の給付費等の請求(歯科に係るものに限る。)</p>	<p>六 病院若しくは診療所又は薬局のうち、レセプトコンピュータを使用していないものが行う療養の給付費等の請求(次号及び第八号に掲げるものを除く。)</p>	<p>七 平成二十一年四月一日に現存する病院若しくは診療所又は薬局のうち、レセプトコンピュータを使用</p>

<p>していないものであつて、平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間の療養の給付費等の請求の件数が千二百件以下である旨を厚生労働大臣に届け出たものが行う療養の給付費等の請求（歯科に係るものを除く。）</p>	<p>八 平成二十一年四月一日に現存する病院若しくは診療所又は薬局のうち、レセプトコンピュータを使用していないものであつて、平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間の療養の給付費等の請求の件数が六百件以下である旨を厚生労働大臣に届け出たものが行う療養の給付費等の請求（歯科に係るものに限る。）</p>	<p>平成二十五年三月三十一日までの間で厚生労働大臣が定める日</p>
<p>2 前項の表中第七号及び第八号に規定する届出をするものは、当該届出に係る書面に審査支払機関が交付する療養の給付費等の請求の件数を明らかにすることができる書類を添えなければならない。</p>	<p>3 第一項の規定にかかわらず、同項の表の第一号及び第二号に掲げる保険医療機関又は保険薬局のうち、平成二十一年五月十日までに電子情報処理組織の使用による請求を行うことができないものは、平成二十二年三月三十一日までの間で当該請求が行える体制の準備に必要な期間を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間は、書面による請求又は光ディスク等を用いた請求を行うことができる。</p>	<p>2 前項の表中第七号及び第八号に規定する届出をするものは、当該届出に係る書面に審査支払機関が交付する療養の給付費等の請求の件数を明らかにすることができる書類を添えなければならない。</p>
<p>4 第一条第一項及び本条第一項の規定にかかわらず、保険医療機関又は保険薬局のうち、厚生労働大臣が電気通信回線設備の機能に障害を生じたときその他の事情により、電子情報処理組織の使用による請求を行うことが特に困難であると認めるもの（前項の適用を受けて書面による請求又は光ディスク等を用いた請求を行っている保険医療機関又は保険薬局を除く。）は、当該保険医療機関又は保険薬局は、書面による請求又は光ディスク等を用いた請求を行うことができる。</p>	<p>3 第一条第一項及び本条第一項の規定にかかわらず、保険医療機関又は保険薬局のうち、厚生労働大臣が電気通信回線設備の機能に障害を生じたときその他の事情により、電子情報処理組織の使用による請求を行うことが特に困難であると認める場合には、当該保険医療機関又は保険薬局は、書面による請求又は光ディスク等を用いた請求を行うことができる。</p>	<p>平成二十五年三月三十一日までの間で厚生労働大臣が定める日</p>